



ひょうご人権ジャーナル

KIZUNA

# きずな

特集 職場と人権

## 健康に 働き続けるために

INDEX

- ② 一人ひとりが生きがいをもって働ける  
職場づくり  
モロゾフ株式会社(神戸市)
- ③ 日本の長時間労働について考える  
大沢 真知子さん(日本女子大学人間社会学部現代社会学科 教授)
- ④ 『With You』  
ハラスメントを許さない社会に  
三木 啓子さん(アトリエエム株式会社 代表取締役)
- ⑤ 人も地域も元気にする田舎のコンビニ  
マイスター工房八千代(多可町)
- ⑥ 犯罪被害者の人権を守るために  
土師 守さん
- ⑦ ふれあいサロン
- ⑧ 情報ぷらざ





働く人が能力を発揮できる職場をめざし、企業や団体では多様な働き方の仕組みづくりや職場環境の整備等が進められています。しかしまだ、ハラスメントや長時間労働などが大きな社会問題となっています。本号では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点を重視し、職場でやりがいや達成感をもって働くとともに、家庭や地域でも充実感をもって暮らせる社会について考えてみましょう。

取材  
ノート

一人ひとりが生きがいをもって働ける  
職場づくり

兵庫県を代表する洋菓子メーカー、モロゾフ株式会社。食べると笑顔になるおいしさを提供し続ける一方、従業員が生きがいをもって働けるように取り組んでいます。

「シヨートタイム社員制度」の導入

現在、モロゾフでは正社員の約1.5倍にあたる1000人ほどの契約社員が製造現場や各店舗で働いています。契約社員の大半は女性で、貴重な戦力です。モロゾフでは、早くから契約社員も正社員と同様に、育児休業



1931年(昭和6年)、神戸トアロードにチョコレートショップとして誕生。以来、カスタードプリン、チーズケーキ、クッキーなど、魅力あるスイーツを提供し続けている。

モロゾフ株式会社  
神戸市東灘区向洋町西5丁目3番  
TEL 078(822)5000(代表)



人事総務部 部長 藤本 義久さん(右) 栢 由起子さん(左)

モロゾフ株式会社

制度や看護・介護の制度を利用してできるようにするなど、仕事と生活の両立のために待遇改善を重ねてきました。そして、契約社員がさらに活躍できるように、2007(平成19)年に新たに「シヨートタイム社員制度」を導入しました。シヨートタイム社員は、フルタイム社員の年間所定労働時間の半分以上の勤務をする必要はあるものの、身分は正社員であり、昇進の機会もあります。「契約社員が正社員に登用されることで、互いにより刺激を与え、職場の活性化につながっている」と藤本部長は話します。

自分に合った  
ワーク・ライフ・バランスを

「シヨートタイム社員制度」は、契約社員の正社員への登用制度であるとともに、育児や介護等で時間的な制約がある社員が短時間勤務を可能とする制度でもあります。①フルタイムとシヨートタイムの間の行き来は理由を問わない点、②移行は

何度でもできる点が大きな特徴です。子育てや看護・介護、趣味、ボランティアなど、制度活用に自由度をもたせ、個人のニーズに合ったワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な就業形態を実現しています。制度を始めてすでに10年が経過しました。同社では、従業員が心身ともに健やかに、安心して、生きがいをもって長く働き続けることができよう、アンケートや意見交換の場を設定し、常に制度の見直しに取り組んでいます。

社員とともに成長できる企業をめざす

同社では、従業員用の相談窓口を設け、常に長時間労働やハラスメント問題等、企業のベースとなる部分の点検・整備に努めています。藤本人事総務部長は、「制度や環境の整備は会社がしっかりと行う。従業員には、何がしたいのかを自分で決め、チャレンジし、達成する喜びを感じることを通して、成長しながら働く生きがいをもってほしい」と語ります。

モロゾフは、これからも、一人ひとりの従業員が能力を発揮して生き生きと働くことができる職場づくりをめざして取り組みを続けます。

# 日本の長時間労働について考える

日本女子大学 人間社会学部 現代社会学科 教授

おおさわ まちこ  
大沢 真知子 さん

## 高度プロフェッショナル制度の成立

本年、6月29日に国会で働き方改革関連法が成立しました。残業時間の規制(月100時間未満)や同一労働同一賃金の促進といった内容に加えて、高度プロフェッショナル制度という新しい制度が導入されました。これは年収1075万円以上の労働者を対象とした制度で、104日の休日の付与と一定の健康確保措置をすれば、使用者は何時間でも労働者に働いてもらうことが可能になりました。

米国のジャーナリストBritt Schulteシュルトさんは、来日して何人もの過労死遺族から話を聞き、遺族が特に高度プロフェッショナル制度(高プロ)の導入に心を痛め反対していたと言います。小児科医だった夫が、まさにこの新制度の対象となる一人であり、連日の過重労働の末、

ある日アパートから身を投げて自死してしまっただけです。

頭脳労働は肉体労働に比較して疲労の回復に時間がかかり、私たちが健康に働くためには、休息をしっかりとって疲労の回復をはかることが大原則なのにもかかわらず、そのことが法律で書かれていないのです。また、ゆくゆくはこの基準が緩和され、より多くの労働者に制度が適用されるのではないかと懸念されています。

## 裁量労働制は

### 長時間労働をもたらす

米国でも、裁量労働制が長時間労働をもたらすことが実証されています。米国では日本に先駆けて、多様な事情を持つ労働者が就業を続けられるように、在宅勤務や裁量労働制が導入されていますが、それら

の労働者の労働時間が長くなってしまふことが社会問題になっていきます。

その理由は、米国でも日本と同じように一生懸命(長時間)働く社員は望ましい社員として高く評価される傾向があり、柔軟な働き方を選択させてくれた上司の厚意に報いようと長時間労働をしてしまうからだということです。



## 理想の労働者 (ideal worker) のイメージを変える

この状況を変えるのには、ある一部の人だけではなく、全員が自分の希望する働き方ができること。また、チームリーダーがワークライフバランスの重要性を理解していて、そのためにチームの仕事のやり方を見直すことが必要であることがわかっていきます。

今日本でも、同様の試みが必要になっていくように思います。

## Profile

ミシガン大学ディアボーン校助教授、亜細亜大学助教授・教授を経て現職。日本女子大学現代女性キャリア研究所所長。専門は労働経済学。主な著書は『ワークライフバランス社会へ』(岩波書店、2006)『女性はなぜ活躍できないのか』(東洋経済新報社、2015)『21世紀の女性と仕事』(左右社、2018)等。





# 『With You』ハラスメントを許さない社会に

アトリエエム株式会社代表取締役 三木 啓子 さん



## 3人に1人が被害

連日のようにパワハラ(パワーハラスメント)、セクハラ(セクシュアルハラスメント)問題が報道されています。スポーツ界や官僚など一部の組織のことだけではありません。現在、企業で働いている3人に1人が職場でパワハラを受けており、そのうちの5人に1人が通院したり、入院したりしています。<sup>※1</sup>

一方、職場でセクハラを受けたことのある女性も3人に1人。『Me Too』や『With You』などの取り組みが緩やかに広がっています。現実には6割以上の被害者が我慢しており、職場の担当者に相談をしたのはわずか3%にしかすぎません。<sup>※2</sup>

## 重要な第三者の役割

セクハラやパワハラなどのハラス

メントは、重大な人権侵害です。それらは「支配・被支配」の関係で起こります。相手を見下す、軽くみているからそのような言動ができるのです。

そのような力関係があるので、被害者は行為者(加害者)に対して「ハラスメントをやめてほしい」とはなかなか言えません。その時に重要なのが周囲の人たちの言動です。自分が被害を受けていなくても、ハラスメントを見かけたときには、「自分に何ができるだろうか」と考えて何らかの行動を起こしてほしいと思います。

第三者として、どのような働きかけができるでしょうか。①その場で行う者に「それはパワハラ(セクハラ)です」と指摘してその言動を止めることが一番大切です。②機転を利かせて、たとえば被害者に対して

「電話がかかってくるまで」などと声をかけて、まずは2人を引き離して状況を和らげるということもできます。③状況や行為者との関係によっては難しいときもあるかもしれませんが、その場合にはハラスメント相談員<sup>※3</sup>などに報告・相談をして、注意や指導をしてもらう方法もあります。(左図)

## 重要な第三者の役割

1 直接働きかける

2 状況を和らげる

3 他の人に依頼する

## 組織として適切な対応を

もちろんこのような個人の意識・行動だけでなく、組織としての適切な対応も必要なのは言うまでもありません。自分がセクハラやパワハラをしない、受けないだけでなく、「ハラスメントを許さない」職場、社会にすることが今求められていると思います。

※1「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告」(厚生労働省2017年)  
 ※2厚生労働省2016年3月発表  
 ※3ハラスメント相談窓口担当者、人事、総務、CSR、コンプライアンス担当者等

## Profile

産業カウンセラー。セクハラ、パワハラ、LGBT等のハラスメント、人権、メンタルヘルスセミナー(研修)を全国の企業、行政機関、教育機関等で実施。ロールプレイ等を取り入れたオリジナルプログラムは、実践的でわかりやすいと好評で、メディアでも紹介されている。「考えよう!ハラスメント」等のDVDやブックレットも多数製作。

# 人も地域も元気にする 田舎のコンビニ

マイスター工房八千代(多可町)



施設長の藤原たか子さん



自然豊かな多可町八千代区にある「マイスター工房八千代」。小さな地産地消の店舗ですが、土日曜には、名物「天船巻き寿司」を求める人で行列ができるほどの人気店です。2001(平成13)年の開店から変わらない「おふくろの味」を提供し続ける施設長藤原たか子さんに話を伺いました。

## 「もったいない」が活動の原点

マイスター工房は、農協や保育所跡を改修した施設で、車椅子用のスロープや簡易郵便局なども設置され、利便性に配慮された作りになっています。開店以来、キュウリや卵など地元の食材にこだわるだけでなく、野菜の切り端から新たな商品を作り出すなど、無駄を出さない工夫も続けています。地産地消に努めることが、地域の農業の活性化にもつながっています。建物や食材に新しい命を与えるアイデアが、マイスター工房にはあふれています。

## 地元のお母さん達の活躍の場として

マイスター工房は、世代を超えた地元の女性の働く場としても重要な役割を果たしています。現在40名をこえる女性スタッフは、70歳を超えた方も多いのですが、早いときは午前2時に出勤し、仕込みを始めるそうです。みなさん「仕事があると心が潤って、楽しい」と言います。また、いろいろな事情で労働時間が制限されている方も手すきの時

間に働くことができるように、フレックスタイム制を取り入れ、その人にあったワーク・ライフ・バランスを推進しています。

「味に妥協はしないので、指導は厳しくしています」という藤原さん。一方で、スタッフへの褒め言葉や労いの言葉も忘れません。毎朝のミーティングや食事会などのコミュニケーションも欠かさず、笑顔の絶えない楽しい職場づくりを心掛けています。それぞれが使命感ややりがいをもち、自分の持ち場で力を発揮することで、工房を盛り上げていきます。

## おいしさとともに元気を届けたい

マイスター工房のモットーは、「人よし味よし笑顔よし」。スタッフ全員の「おいしい物を作るだけでなく、元気も届けたい」という想いが、お客さんを「また食べたい」「また来たい」という気持ちにさせてくれます。

藤原さんは、「多可町で自然と人に恵まれて過ごしています。ぜひ、みなさんに来てほしい。そして、たくさんの人と会話して笑顔と元気を与えたい」と優しく、そして熱く語ります。



マイスター工房八千代  
多可郡多可町八千代区中村  
46-1  
TEL・FAX 0795(30)5516

## きずな図書館

### 日本でいちばん 大切にしたい会社6

著者/坂本光司  
発行所/株式会社あき出版



この本の中で、著者は、企業経営の最大の使命・目的を、「その企業に関係するすべての人々の幸せや働きがいの追求・実現である」と定義づけ、全国各地の中小企業を取り上げています。今から10年前の2008(平成20)年にシリーズ一作目が発行されました。六冊目となる本書には、県内企業として初掲載の但陽信用金庫(加古川市)を含む6社の取り組みが紹介されています。

シリーズを通して紹介された企業に共通しているのは、「社員を大切にすること」です。障害者や高齢者など、社会的に弱い立場の人の雇用を促進する会社、社長自ら率先して社員とのコミュニケーションをとる会社、ハンディキャップのある子を優先して受け入れる幼稚園など、人を想う気持ちにあふれた取り組みばかりです。このような取り組みは、生産性や他社との競争は関係なく、働く楽しさや他者から必要とされる喜び、共に汗を流す充実感などをもたらします。企業経営のあり方や自分の働き方を見つめ直すきっかけにもなる一冊です。



# きずな TOPIC

犯罪被害者の人権

## 犯罪被害者の人権を守るために

は  
せ  
ま  
も  
る  
土  
師  
守  
さ  
ん

私の次男の命が奪われた事件が発生したのは1997(平成9)年5月のことでした。当時は、犯罪被害者や遺族を取り巻く状況は本当に酷いものでした。特に、私たちの子どもの事件は少年事件であったためにさらに状況は悪いものでした。

事件の翌年、私は手記を出版しましたが、その中で犯罪被害者、遺族が置かれている問題点のいくつかを記載し、問題提起をしました。

今年6月3日に「全国犯罪被害者の会(あすの会)」が18年に及ぶ活動に終止符を打ちました。この会は、2000(平成12)年1月23日に岡村勲弁護士を中心として、犯罪被害者の権利を確立するために設立されました。私も会の活動内容に共鳴し、共に活動したいと考え参加しました。

「あすの会」の活動により、2004(平成16)年12月に犯罪被害者等基本法が成立しました。2008(平成20)年には被害者参加制度・損害賠償命令制度が施行されま

した。また犯罪被害者等給付金法と少年法が改正され、少年審判において被害者の審判傍聴が可能になりました。2010(平成22)年には殺人事件における公訴時効が廃止されました。

「あすの会」の活動の成果は他にも多くあります。しかしながら、幹事を含め古くからのメンバーは、自らの活動の成果の恩恵は殆ど受けていません。自分たちが活動の成果を受けることが出来ないかわかっていて、自分たちが味わった悔しい気持ちを、次の被害者には味わわせたくないという、ただその思いで活動してきました。私は、このことについては本当に誇りに思っています。

「あすの会」の活動により、犯罪被害者等を取り巻く状況は劇的に改善しましたが、まだまだ改善するべきことは多いと思います。今後は、支援者、支援団体の方々と力を合わせて、被害者問題が少しでも改善するように頑張っていきたいと思えます。

### Profile

1956(昭和31)年神戸市生まれ、神戸大学医学部卒業。放射線科医師。1997(平成9)年5月次男を殺害され、被害者遺族となる。2000(平成12)年5月全国犯罪被害者の会(あすの会)に参加し、犯罪被害者の権利確立のための活動を行う。2001(平成13)年NPO法人ひょうご被害者支援センターの設立に設立準備メンバーとして参加。以降、役員として活動している。

## 10月は、「里親月間」です。

子どもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が大切です。しかし、親の事故や病気などのために自分の家庭で暮らすことができない子どももいます。

このような子どもたちを自らの家庭に迎え、愛情と真心を込めて養育してくださる方を里親といいます。里親制度に興味がある方、申請を希望される方はお近くのこども家庭センターへご相談ください。

こども家庭センター

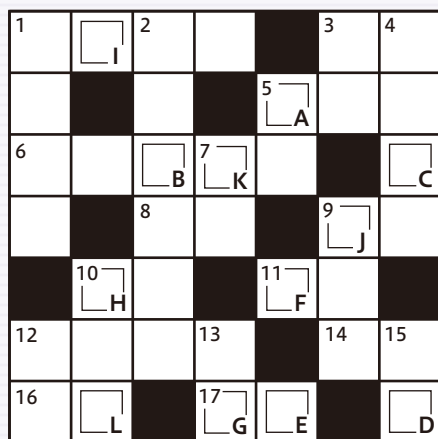
検索



# 投稿&クロスワードで 「オリジナルクリアファイル」を プレゼント!



**問** A~Lの文字を順番に並べると、  
何という言葉になるでしょう?



## ワテのカギ

- 1 疾患の予防・早期発見のため、○○○○診断は毎年必ず受けましょう
- 2 注意していれば防げたはずの間違い・失敗
- 3 「○○ある鷹は爪を隠す」
- 4 スポーツなどで仲間が失敗したときはこの言葉で励まします。英語で“don't mind”の略
- 5 信号機が一番右側の色
- 7 “○○”この瞬間を大切に生きたい
- 9 行楽シーズンは週末の○○○が気になります
- 10 アフリカの北東部を北流して地中海に注ぐ世界最長の川
- 12 調子に乗ってつい○○をはずすといったことのないように気を付けたい
- 13 栗などの果実を包んでいるとげのたくさん生えた外皮
- 15 世間的な名声を得るよりも利のある方を選ぶことを「名を捨てて○○を取る」と表現します

## ヨコのカギ

- 1 何事も○○○○です。場数を踏んで次に生かしましょう
- 3 「○○から手が出るほど欲しい人材」と言われてみたい
- 5 同僚と「○○○の呼吸」で仕事がかどれば最高ですね
- 6 人口全体の中で高齢者の割合が高まっていくこと
- 8 神戸市西部の区。白砂青松の海岸は景勝地として知られています
- 9 見せかけの様子。「○○のよい逃げ口上」
- 10 普通・平均的であること。「人○○の生活」
- 11 物の中心。物事の大切な部分。「弱そうに見えて○○は強い」
- 12 あとには引けない切羽詰まった状況の中で必死の覚悟で物事に  
あたることを「○○○○の陣を敷く」と表現します
- 14 「○○も鳴かすば撃たれまい」…無用の発言を戒めることわざです
- 16 “○○友”とは電子メールを媒介とした友人関係のことで面識の  
ない場合も多いようです
- 17 口の中で噛んで味わうお菓子

8月号の答え **ブラックサベツノナイシヤカイ**

## 読者からのお便り~8月号を読んで~

杉本さん、石元さんの文章が心を打ちました。  
正しい見方・考え方を持つ人でありたいと改めて思いました。  
(稲美町 トマトさん)

ひょうご人権ジャーナル「きずな」を毎月楽しみにしています。  
今回掲載されている、昨年10月の国の調査結果で、問1の「同和  
問題を知ったきっかけ」の結果、「同和問題を知らない」という答  
えが17.7%もあることに驚き、今後、年令に応じた人権学習の必  
要性を特に感じました。  
(姫路市 花田 明美さん)

「読者からのお便り」の投稿  
掲載者(平成30年12月号)  
とクロスワードの正解者(抽  
選で10名)に、「オリジナルク  
リアファイル」をプレゼント。  
本誌「きずな」へのご意見や  
ご感想、人々とのふれあいを  
通した心温まるエピソード  
などを募集しています。どしどしご投稿、ご応募く  
ださい。



※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。  
※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

### 応募方法

はがき、FAX、Eメールで受け付  
け。クロスワードの答え、郵便番号・  
住所、名前(ペンネームを使用の場  
合も要併記)、電話番号、年齢、職  
業、本誌へのご意見・ご感想を明記  
の上、ご応募ください。

### 締め切り

**11月2日(金)締め切り(必着)**

### 応募先

〒650-0003  
神戸市中央区山本通4-22-15  
県立のじぎく会館内  
(公財)兵庫県人権啓発協会  
「きずな」ふれあいサロン係  
TEL 078(242)5355  
FAX 078(242)5360  
Eメール info@hyogo-jinken.or.jp

※応募者および投稿者の個人情報は、管理を適切に行い、  
誌面づくりに以外の目的には利用いたしません。



## 「ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2018 in あさご」を盛大に開催!

8月18日(土)、和田山ジュビターホール・和田山生涯学習センターで、「ひょうご・ヒューマンフェスティバル2018 in あさご」を開催しました。

朝来市少年少女オーケストラ・朝来市コーラス連盟による演奏で幕を開け、ふれあいステージでは、和田山虎臥陣太鼓・照福こども園による和太鼓演奏で大いに盛り上がりました。

人権講演会では、「明日への“笑顔”のために」と題して、一般社団法人清水健基金代表理事でキャスターの清水健さんにご講演いただきました。ご自身の体験をもとに、人の優しさや思いやり、支えてもらえることのありがたさ、信じ合って生きることのすばらしさについてお話しいただきました。

他にも、人権ユニバーサル事業として、車いす体験やフライングディスク体験、知的障害疑似体験を、また子ども多文化共生イベント、キャラクターショーなどが開催され、人権を身近に感じ、人権について考える楽しい一日となりました。

オープニング  
ステージの  
様子



講師  
清水 健さん

### EVENT GUIDE イベントガイド



**イベント名** 隣保館マルシェ2018

**日時** 10月13日(土) 11:00~14:30

**場所** 伊丹市人権啓発センター

※ R・阪急「伊丹駅」から伊丹市バス「堀池口経由塚口行」乗車、「堀池口」下車西へ徒歩500m

**内容** 出し物: 芦屋のシャコ踊り

展 示: 「隣保館の館だより」の展示、ポスター展示

食べ物: 三田の油かすと大根の煮物・ミノの天ぷら、

西脇のホルモン鍋と茶がゆ、朝来の肉めし

**問い合わせ** 兵庫県隣保館連絡協議会事務局

TEL 0798(67)7171

※その他のイベント情報は、当協会ホームページ「研修会・イベント情報」をご覧ください。

ラジオ関西「谷五郎のこころにきくラジオ」(毎週月曜 10:00~15:00)で、14:35頃から「きずな」の記事等を紹介しています。

### HALF TIME



今月号の取材で、「モロゾフ株式会社」と「マイスター工房八千代」を訪問しました。

地域も規模も違う2社ですが、出迎えてくださった、モロゾフの藤本部長と栢さん、マイスター工房の藤原施設長、みなさん笑顔があふれていました。その笑顔に象徴されるように、どちらも社員一人ひとりを大切に、それぞれの「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、働きがいのある職場を作っておられました。

藤原施設長から、取材後の別れ際に「ONとOFFが大切よ!」と背中をポンと叩いていただき、緊張がほぐされると同時に、「一息ついてがんばろう」というやる気も出てきました。私も笑顔で働き続けることができるように、自分なりのワーク・ライフ・バランスを取りたいと思います。

これからも「きずな」を通して、読者のみなさんと一緒に、心も体も健康に働き続けることができる職場づくりについて考えていきたいと思っています。(西村)

